



1 事業内容

福島市民であって、保育士や幼稚園教諭の養成施設（以下「保育士等養成施設」という。）を卒業後、市内の認可保育施設や幼稚園において保育士、幼稚園教諭等として勤務する意思がある方に対して、奨学資金を無利子で貸し付ける事業です。

なお、貸付対象者には条件がありますが、貸付けの申請に所得の制限はありません。

2 対象となる奨学資金

種類	貸付額
奨学基本金	正規の修学期間が2年である養成施設の場合、月額5万円以内
	正規の修学期間が3年である養成施設の場合、月額3万3千円以内
	正規の修学期間が4年である養成施設の場合、月額2万5千円以内
入学一時金	40万円以内（令和2年3月支払予定）※令和2年度入学予定者が対象



3 返還の免除

保育士等養成施設を卒業後、市内の認可保育施設や幼稚園で保育士、幼稚園教諭等として5年以上従事した場合は貸し付けた奨学資金の返還を全額免除し、3年以上5年未満従事した場合は貸し付けた奨学資金の2分の1に相当する額を免除します。

4 募集期間

令和2年1月8日（水）～2月14日（金）

※募集期間内に保育士等養成施設への入学が決定していない場合でも、申請可能です。

5 詳しくは

福島市ホームページ「保育士等奨学資金」に掲載の「福島市保育士等奨学資金貸付制度の手引き」をご覧ください。ホームページへは下記QRコードよりアクセスできます。



【問い合わせ先】

福島市 幼稚園・保育課 幼保給付係 TEL：024-573-2021